

## 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職員など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022 年 10 月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。

しかし賃上げ対象が限定され、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約 166 万人の 35%程度である 57 万人しか対象にならず、施設数でみれば、17 万 8 千余りある医療施設の内対象は 2720 施設とわずか 1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部の施設や職種だけではありません。

日本医労連が集約した「2022 年看護職員の労働実態調査」では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は 8 割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3 つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6 割、「賃金が安い」4 割、「思うように休暇が取れない」3 割、「夜勤が辛い」2 割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2 割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保が求められています。

福島県では「2025 年度の介護職員充足率」推計が 74.1%と全国最下位で、必要数の 4 分の 3 に届かない状況にあります。

医療・介護従事者の賃金引上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを行うよう求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 5 年 12 月 15 日

福島県河沼郡会津坂下町議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

財務大臣

総務大臣